

第十三回 参議院通商産業委員会會議録第十七号

(三三三)

昭和二十七年三月六日(木曜日)午後二時八分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹中 七郎君
理事 古池 信三君
小林 英三君
結城 安次君
栗山 良夫君

委員

中川 以良君
松本 昇君
山川 良一君
小林 孝平君
島 清君

國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

政府委員

大蔵省主税局税制課長 泉 美之松君

通商産業政務次官 本間 俊一君

通商産業大臣官房長 永山 時雄君

通商産業通商企業局長 石原 武夫君

資源庁長官 始関 伊平君

資源庁炭政局長 中島 征帆君

中小企業庁長官 小笠 公昭君

事務局側

常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
常任委員 小田橋貞壽君

本日の會議に付した事件

○企業合理化促進法案(衆議院提出)

(第十二回國會継続)

○理事の辭任及び補欠選任の件

○委員長(竹中七郎君) 只今より通産委員會を開会いたします。

企業合理化促進法案を議題といたします。企業合理化法案に關する中川委員の動議に基く當委員會の總意による申出に付きましては、五日の委員會散會後私より本間政務次官を通じて傳達方を依頼しておきました。本間政務次官は御承知の通り今日の委員會に出席せられまして、本委員會の申入の経過並びに内容等につきましても熟知されておるので、大臣に對する傳達も遺憾なく行われたことと存じます。右につきまして高橋通産大臣より發言を求められて参りましたので、これをお許ししたいと存じます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 昨日の委員會からの御要求がありました諸点につきましてお答えをいたします。

先ず中小企業の問題について申し上げます。第一の金融対策につきましては、合理化に必要な長期資金の流通の円滑化を計るため資金源の確保、信用力の補強のために次の対策を講じております。第一に見返資金の中小企業向け融資につきましては、昭和二十五年一月より市中金融機關の窓口を通じて取扱金融機關の資金と協同して設備合理化資金を融資しておるのであります。昭和二十六年十一月末現在における融資実績は約三十億、これは見返資

金のみであります。見返資金のみにつきまして約三十億になつており、二十七年年度においても二十億円の枠を用意しておるのであります。

第二に商工中金の長期資金源の拡充を図るつもりであります。商工中金の取扱対象は所屬組合からその組合員にまで拡張いたしましたのであります。その長期資金源拡充の方途といたしまして、商工中金の債券の資金運用部資金による引受の拡大を検討しております。即ち現在利付商工債券につきましては、月約一億五千万円を資金運用部において引受けておるのであります。更に割引商工債券につきましても、月三億圓見当の引受の実現を検討いたしております。

第三には政府預金の振替及び増加を図るつもりであります。政府指定預金につきましては、昨年十一月におおむね期限の到来によつて引上げたのであります。その結果、商工中金につきましては、その預託金十三億圓を当分振替することになりました。更に差当り約二十億圓見当を増加する予定であります。なお引続き増加の研究を進めております。

第四に國民金融公庫につきましては、すでに逐次その資金の増大を図つて参りましたが、二十七年年度においても更に三十億圓を増加し、資金總額百二十億圓になる予定であります。なお長期資金源として、見返資金の循環的活用を考案中であります。中小企業信用保險制度の活用につき

ましては中小企業の信用力を増強し、特に長期資金手当の円滑化を期しておる次第であります。

第二点は中小企業の設備の近代化の促進であります。中小企業の経営の合理化の基本的方策は組織化にあり、なかんずく、協同組合の共同施設による設備の近代化は現下の緊急の要務であります。これを促進するため、共同施設に對する國庫補助の制度を昭和二十二年より復活いたしました。その金額も逐次増加して、二十六年度においては二億圓に達しておるのであります。

なお二十七年年度予算案におきましては、二十六年度と同額の二億圓を計上いたしました。ちなみに國庫補助額の増加に伴ひまして、地方公共団体の補助額も飛躍的に増加し、二十六年度は三億圓を上廻るものと見込まれております。中小企業のお朽設備の急速な更新を図るため、目下提案準備中の國有財産特別措置法案において、賠償解除の國有機械を中小企業のお朽機械と交換する制度を立案中でありまして、これは相當有効な結果をみるものと信じております。

第三は中小企業の税務対策であります。中小企業の税問題につきましては、先ず所得税につきましては事業主並びに家族専従者の勤務所得を事業所得から分離課税すること、又事業税につきましては基礎控除を引上ぐることを中心

として検討を進めたいと考えておるのであります。

更に過年度の滞納の分、その他徴収困難なものにつきましてはその原因を十分調査し、事情に應ずる分納、延期、軽減等の方法を準備中でありま

す。なお中小企業に對する課税につきましては、中小企業の経営の実情に應じた徴収をなすよう努めたいと考えております。

第四点は中小企業の販路の拡張であります。中小企業の販路の拡張につきましては従来より特に意を用いておるのであります。中小企業製品の新製品の紹介施設に努めております。特に親工場と下請の中小企業との連繫につきましては指導施設をしておるのであります。中小企業の輸出の振興につきましては、その製品の宣伝紹介により、又取引の輪旋に努めておるのであります。今後この方面に特に留意いたしたいと存じます。

次に大企業中、自力で合理化を行い得ないものに対する対策についてのお尋ねにお答えいたします。大企業で自力で合理化を行ない得ない企業であつても、國家的見地からみて援助する必要があると認めらるるものにつきましては、開發銀行の融資施設をするほか、必要な工作機械等については、特に輸入機械の取得については、助成金二十七年二億五千万円を交付して合理化の促進を図るつもりであります。

第三に電力割当問題等についてお答えをいたします。二十七年年度の電力配分量につきましては目下公益事業委員会検討中でありまして、通産省といひましては中小企業向けの電力必要量の確保について十分の配慮をいたすつもりであります。大企業向け配当量の適正な均衡を得るよう努力いたします。

以上御要求の諸点につきましてお答えいたしました。どうか企業合理化促進法案の意図するところを御了解頂きますして、よろしく御願ひ申し上げます。

○委員長(竹中七郎君) 御質問お願ひします。

○栗山眞夫君 只今大臣から御答弁がありましたが、きのうの委員会では関係各省とも連絡をとって頂いたということまでございましたが、実際にお話を願ひましたのはどこでございまして、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 今日お答え申しました点は、各省とも連絡をとりましたのであります。ただ大蔵大臣は目下病氣中で私面会できませんが、首脳とは十分打合せ済みで御答へを申した次第であります。

○栗山眞夫君 お差支えなければもう少し詳しく御交渉を頂いた先をお述べ頂くわけには参りませんか。大蔵大臣は御病氣だということはおよく承知しておりますが、関係先に打合せをいたしましたというお言葉でありますから、お差支えなければその打合せられた相手方を御発表願ひませんかということをおまお願ひしたわけですか。これはやはり内容は別といたしまして、相当重要な点を含んでおりますので、その点を

明らかにして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 打合せをいたしましたのは大蔵省と安本でありまして、安本は長官と十分話合をいたしております。大蔵省方面とは大蔵省の政務次官、その他関係の人々と十分話合をつけてお答えした次第であります。

○栗山眞夫君 先ほどの金融対策等、或いは設備の近代化による固有財産の処置の問題等は、これは十分所管局あたりまで徹底されてお打合せになつてゐるのでしょうか。ただ政務次官にお打合せになつたのでしょうか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) お答えいたします。只今の問題はこれはすでに先だつてから、私のほうでも昨年から問題にしているんであります。すでに何回も大蔵省の当局とも私のほうの所管局長が交渉したしておりますので、昨日更に交渉をしたのであります。これは遠くからさういふううな方針で決行すべくこれは法案が出る、法案を出すことになりましたので、よろしく御審議を願ひます。

○栗山眞夫君 今お話を頂きました内容につきまして重ねて御質問いたしたいと思ひますが、我が方が昨日いろいろと御答弁の内容について期待をいたしました点とは大分隔りがあるようでありまして、その点を二、三伺つて参りたいと思ひます。

先ず第一に一番最後の電力の割当であります。通産省としては、中小企業向けの割当も結局確保して大企業との均衡をとりたい、こういうことをおつしやつたのであります。只今進行している電力の割当は、この御説明と全く反対の方向に向つておるわけであ

ります。然らば今作業せられておりますものを根本的に修正せられるわけでありませんか。

○政府委員(永山時雄君) 電力問題についてお答え申し上げますが、只今公益委員会それから安定本部並びに通産省、この三者で二十七年年度の総供給力、それからその供給力の中で三千キロ以上の比較的大きい工場或いはそれ以下の中小企業をいふものに対して、どういふような配分をするかという問題を折角交渉中でありましてまだ決定をいたしておりません。お話をよくに総枠の関係から、中小三千キロ未満のものに対して、多少不利になるというふうな意見も一方にあることは事実でございますが、通産省といたしましては、只今大臣からお答へを申上げましたように、総枠がきまりましたならば、その供給力の中で大企業と中小企業との均衡は十分に適正な均衡を得るよう努力いたす所存でございます。

○栗山眞夫君 この問題は昨日この委員会でも土曜日にこれだけ特に取り上げて調査することになつておりますけれども、やはり昨日お願いした筋合もありません。それは今永山官房長のおつしやつたところは、恐らく具体的には実行が不可能じやないかと思ひわけでありまして、そこで今日の通産大臣の御答弁は、経済安定本部とも十分打合せの結果頂いたわけでありまして、従つてこれは通産省の意向というよりは、通産省も経済安定本部もその他関係先まともつての意見としては私は何つておるわけでありまして、そこで大企業と中小企業との均衡をとる、こういう工

合におつしやつたのであります。現実にその均衡というのは大体どの基準にして均衡という工合に考へておられませんか。

○政府委員(永山時雄君) ただ数字的にまだ総枠やそれから三千キロ以上のものがどれだけというふうな点がきまつておりませんので、従つて数字的にお答へするわけに参りませんが、これは常識的に均衡の問題といたしましては、実績の問題だとか、或いは産業の伸びて行く傾向だとか、そういうものをいふ／＼勘案して判断をするということになると思ひますが、さうした常識的な判断に基いて結果的に十分適正な均衡がとれるようにいたして参りたい、かように考へております。

○栗山眞夫君 その実績を大体基準にするというお話であります。さうしますと、数字の問題はいずれ土曜日に伺うといたしまして、少くとも肥料とかアルミニウムとかいふところへ相当まともな電力が昨年の実績の率を超えて割当てられるように只今作業が続けられ、而も昨日、今日の新聞などによりまして、大体八億キロワット余で以て公益事業委員会、安定本部との話し合ひもつき、さうして電気事業者もこれを呑んだ。これをベースにして電力の割当をきめ、且つ料金も定めて行きたい、料金改訂の原案を作りたい、こういうふうなふうに承知をいたしておるのであります。従つて発生電力量の絶対値が大体きめられるのでありますから、そこでこういう工合に大企業に相当な率を余分に割当てますれば、そのしわは当然中小企業なり或いは一般家庭用の電燈へ及ばざるを得ないわけでありまして、特に水の利用率、或いは

は石炭の熱効率等を実際以上に高め、さうして損失量等の予想も高めて、さうして発電量というものが計算せられる。さうして需用電力が想定せられた場合には、若しその通りに参らなかつたときには、大企業はそれだけ確保しますけれども、当然しわは中小企業へ及ばざるを得ないわけです。従つて今申された大企業と中小企業との均衡をとるという意味は、どうも私は逆の意味に實際はなるように思ふのですが、従つて若し私のこの考え方を否定せられるならば、まだ未決定ださうでありますから、安定本部なり通産省と公益事業委員会との間でお打合せをせられて、今官房長が述べられたように本當の意味の均衡をとるようになされるのかどうか、この点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(永山時雄君) 今私どもの考へておりますのは、お話のように肥料のようなものは、これはやはり相対的に現在のい／＼な情勢からいたしまして、増産をしなければならぬ、かように考へておるのであります。その他現在の諸般の情勢から見まして、或いは鉄乃至はアルミニウムというふうなものについては或る程度の優先的な考へ方をいたさなければならぬかと思ひますが、私の申上げた均衡と申しますのは、相当現在或いは近い将来におけるい／＼な需用や情勢を勘案をいたしまして、需用の強さ或いは現在の日本の経済からいつて伸ばして行かなければならぬ産業、さういふふうなもの、フアクターも見、且つ又中小企業に対する実績というふうないろいろなフアクターを勘案をいたしまし

て、均衡を得るようにしたい、こういう意味で申上げたのであります。

○栗山眞夫君　そうしますと、少くとも只今行われております料金制度の下にある電力の割当、大企業、中小企業等への割当の実績における均衡よりも、只今作業をせられておるものがそのまま実現されるとしますならば、その料金値上案の中にある電力割当のほうに均衡状態は悪くなる、これは結果からいって悪くなる、こういう工合に解釈してよろしいのでございませうか。

○政府委員(永山時雄君)　私も同じたしましては、先ず供給力、これをできるだけ大きくして行きたいという意味の努力をいたしているのでもございませう。従いましてその供給力がまだ未決定でございまして、その中においてどの産業にどのくらい行くかというような数字も、或いは比例も現在のところにはつきりしてないという実情でございませう。

○栗山眞夫君　本日はここで話を進めますならば、只今作業が進んでおる、実際の資料を提出されて伺つたほうが話が具体的になつてよかつたと思つてあります。供給力の増加という問題は、少くとも二十七年にはもう余り発電所の運転を開始する大きなものはないわけですね。従つて供給力の増加を図りますためには、火力発電の能率を高めて、而も石炭の消費量を減やして伸ばすか、或いは又河川の水量等の予定の率を上げるか、或いはその利用率の点をアサンブションの数字を上げて行くか、発電端と需用端の間に電力損失の比率を下げるか、こういうふうなわけの紙の上

に書かれた数字を適当にあしらひまして、そうして発電力の増加予想を立てるより進めなかつたものが実行に入り得ればいいわけでありませうが、入り得なかつた場合、すでに昨年の夏の料金値上げの時も重要なポイントについてそういう点を指摘したのであります。その実行に実際に入り得ないものが相当あります。例えば電力損失のごときはそんなよくはなつていない。そういうような点を考えてみましたときに、実績にかけ得られないような発電力の予想をしまして、そうしてこれだけ出るのであるというのを前提にして均衡上前年同期と違ひはないと、こういうことにして大企業へ特別な枠の割当をせられた場合には、実際に電気が出なかつたときには、中小企業或いは家庭へ、先ほど申上げました通りに当然しわが来るわけでありませう。これは私は間違ひなしに來ると思つて。すると只今の電力の均衡状態よりもとにかく悪くなるということはお認めにならなければならぬのじやないかと思つて、如何でございませうか。

○政府委員(永山時雄君)　電力のことはむしろ栗山さんのほうがお詳しいわけでありませうが、今お話のように水の利用率をどのくらいに見るとか、乃至は送電のロス率をどのくらいに算定するとか、或いは又火力発電のたぐ能力というものをどのくらいに見るとか、まだ必ずしも我々のほう、或いは安本乃至は公益委員会という三者が全面的に見が一致しておるわけではございませう。で、今その点を折角研究中でありませう。で、お話のように徒らにこれをふ

くらしてみようという考え方は私もとつていないのでございまして、ただ合理的な推定が付く限りはその合理的な基礎によつて算定するのだというように考えておるのでございませうが、要はこの電力の供給力なり、それからその供給力の中でどういふように配分をするかという問題は、最終的な権限は御承知のように公益委員会が決定権を握つておるのであります。我々のほうといたしましては先ほどから申上げておるようになります、できるだけその間適正な均衡を得るよう努力したいということでも御了承願ひたいと思ひます。

○栗山眞夫君　公益事業委員会が決定権を持つておると言われましたが、さきにその通りでありますけれども、私どもも只今承知しておりますところでは、その決定権を持つておる公益委員会が作つた原案なるものは、今大臣が言われたように、大企業、中小企業の別なく一応前年度の実績程度を基準にして割当の均衡をとるような案になつておつたわけですね。それに對して経済安定本部等の意見が強く出て、そうして八億幾らというところで話が付いたというわけでありませうが、結局それだけ増すということは、私は均衡状態が悪くなつたところ見なければならぬと思つておるのです。

そこでこの点はまあこれ以上を質問することはとどめまして土曜日にいたしたいと思ひますが、一言だけ確かめておきたいことは、まだ未決定だところ言われておるから、今大臣が見解を表明せられた線に副わらないような案でありますならば、この委員会の意思を尊重せられてそしてこれを修正せられる用意があるかどうか、その点を伺ひたい。

○政府委員(永山時雄君)　先ほどから申上げておられますように、我々のほうの意思はできるだけ肥料の増産もしなければならぬ、同時に又中小企業その他の企業向に對しても適正なバランスのとれた割当量は確保したいというふうな気持を持つておるもので、できるだけこれの實現に引続き努力をしたい、かように考えております。

○栗山眞夫君　どうも私もよくわからないのですが、要するに今政府側で問題にされておる肥料とかアルミニウムとか、そういうものの増産が必要であるというその根拠を、これは先ず第一に私は伺わなければならぬと思つて、どういふ根拠でそういうものが必ずやなにか、増産して作られたものはどういふ工合になるのか、その価格はどうか、それについて伺ひたいと思つて、その点については十分私どもが理解が行くような御説明を願ひたいと思ひます。

それから更に、今の官房長のお話を聞いてみると、均衡ということとは、結局二十七年度の増産所要見込を入れて大口に電力の枠を特別に賦課すること、均衡を保持するような工合におつしやつておるのであります、この点ちよつと私の聞き違ひかも知れませんが、私の質問と少し違ひようであります。ものの考え方違ひようであります。この点を一つ今日はまあ保留にいたしておきますから、土曜日に併せて御答弁を願ひたい、こう思ひます。

○政府委員(小笠公昭君)　お答えいたします。中小企業の現実に計画的に必要なとしておる資金量というものはつきりつかみにくいのであります。ただ折々調査いたしておりますところの私どもの調査の資料から推測いたします、設備の改善と申しますか、その資金の需要は五、六十億に大体年推定なるようであります。これはただここに問題になりますのは、私どもの調査がサンプリング調査を土台にして推定を加えておるというのでありますから、現実の数字と違ひようがあるのでありますけれども、大体の目安ということを申し上げますと、そういうことになりませう。

○栗山眞夫君　只今のは設備資金の問題、近代化の問題になりませうが、そのほかに運転資金というものはどの程度に考えておられますか。

○政府委員(小笠公昭君)　中小企業全体の所要いたします資金につきましては、これは又はつきり非常につかみにくいのでありますけれども、現在の資料等によつてすでに御承知だと思つておりますが、金融機関から出ております、いわゆる銀行系統から出ております資金量というものが、昨年

の九月現在におきまして約貸出残三百万円以下の資本金の会社を中小企業と見まして三千六、七百出ているわけでありまして、そのほかに商工中金の資金、或いは信用協同組合から出ております、或いは相互銀行から出ておる、こういうふうな状況に相成つておるのであります。そういうような事情でありますので、現実の相当多くのものの資金というものが市中金融機関によつて賄われておるのであります。更にこの上にとのくらの金額を附加すれば適當になるかということになりますと、遺憾ながらはつきり私も承知いたしかねておるのであります。なぜかと申しますと、御承知の通りに全国的な精密な調査をまだやつておりませんといふことが一つ、中小企業金融の実態の一つは、問屋からの金融に依存しておる分が強いながらもまだ若干あるそれから親戚知人から借りて廻しておる、こういう分野も御承知の通りでございますので、はつきりした全貌をつかむということが実はできかねておる、こういう状況であります。従いましてこの間におきます中小企業金融を少しも棄にして行くという意味において、私も先ほど大臣から御答弁申し上げましたように、できるだけ可能な範囲において財政的な資金を殖やして行くという方向に努力を続けて参りたい、こういうふうに考えておるのであります。

○栗山眞夫君 只今の長官のお話によりますと、設備資金というのは五十乃至六十億というものは、これは大体先ほど大臣の述べられた見返資金或いは国民金融公庫の資金増加の計画等から考えますと、大してこの五十乃至六十億のあなたが理想的に必要とすると言われた金額と隔りが無いように思いますが、これで十分行けるわけでございますか。これは月ですか、年ですか。○政府委員(小笠公昭君) 今私が推定設備改善費として申し上げました五、六十億というのは年でありまして、先ほど大臣からお話申し上げました中で、完全に設備の合理化資金になりますのはエイド・ファンドの二十億、それから商工中金の資金源の拡大として債券の資金運用部の資金による引受の分がございしますが、一つの問題は、利付債券の引受一億五千万と申し上げましたはずであります、長期になりますので合理化資金に廻るのであります。割引商工債券は先ほどお話申し上げたような線です、これは主として短期資金に廻るとみたほうが私は適當かと考えておるのであります。これができますれば、現在の一億五千万円、協調分、市中応募のものを入れますと二億五千万円、四分六でありますから二億五千万円になるわけでありまして、これが只今、一昨日でありましたか、商工中金の貸出が短期の運転資金に偏しておるというお話がありました、そういう資金が長期に廻つて行くという傾向を馴致する私は期待いたしておるのであります。それから本日、特にはつきり大臣からお話がありました、指定預金の問題であります、新しく二十億を差当り追加しようというふうにお話申し上げたわけでありまして、これはどちらかと言へば短期の形に廻ると見ていいのであります。一部は長期に廻りますが何しろ指定預金の期限というものが三月くらいが原則である、と

いうことから見て短期に廻すというほうが適當かと考えておるのであります。そういうふうな事情を総合勘案いたしますと、現在の情勢は中小企業の合理化資金といふものからいうとまだ十分でないものでありまして、十分ではないが、できるだけ私もその資金の増加を図つて参りたい、こういうふうな考え方でおるわけでありまして、数字の關係から申し上げますと、以上申し上げるようなふうに機動的に動くのではありませんか、こういうふうに思つております。

○栗山眞夫君 そうしますと簡単に申しますと、見返資金の二十七年年度の合理化資金としての予定が大体二十億、それから利付債券のものが市中応募のものを含めて二億五千万というのですから、これは年に約三十億、五十億になるわけですね。そうすると大体あなたのおつしやつた五十億、六十億というやつと合うわけですか。

○政府委員(小笠公昭君) それはお答え申し上げますが、いわゆる利付債券が二億五千万、月を定いたしてあります。この利付債券は期限が必ずしも同一でありません、その中の一部は短期にどうしても廻つて行くということになりますので、私が一応推定として申し上げた設備改善資金としての現実の需要にはまだ不足だといふのは、私は事実だといふふうにまあ実は考えておるわけでございます。而もこの割引商工債券を資金運用部資金によつて引受けるという前提に立つて初めてその二億五千万のほうは長期に運用されて行くといふようなことになるわけですね。そういういたしますれば少くとも希望が相当充足されるような傾向に動いて行く

というふうに実は思つておるわけでありまして。

○栗山眞夫君 大体よくわかつて来ましたが、いわゆる設備改善資金が年五十乃至六十億円でまあ大体事足りる、こういうお話でありまして、そうしますと、只今の中小企業の占めておる日本産業構造の規模からいまして、恐らく私はその事足りると言われた合理化の対象として考えられておりますのは、非常に幅といたしまして対象を狭く考えておられるのじやないかと思ひますが、そういう工合に理解して間違いないのですか。

○政府委員(小笠公昭君) 中小企業といふものの対象の取り方、先ほど五、六十億という推定を出しました対象は業種を或る程度選んでおります。この点は従いまして主要な中小企業の多い、而も工業部門についての業種を選んだ、その中から一応サンプリング調査から推計を下す、こういうような数字でありますので、対象は一般中小企業の全般から見ますと若干狭くなる、こういうことはお話の通りと考えております。

○栗山眞夫君 そうしますとまあ結論から言ひまして、とにかくこの委員会でも二、三日来問題になつたような意味の中小企業対策の資金としてはとにかく相当足りない、こういう工合に私も私は理解をいたしておきたい、こゝろ思ひます。それでよろしいかどうかです。

○政府委員(小笠公昭君) 中小企業の合理化資金として先ほど申し上げたような点で十分であると私は考えております。先ほど来申し上げましたように、できるだけ借りやすい金を入れる

ことによつて合理化を促進して参りたい、こういうふうに考えるのであります。

○栗山眞夫君 それから、これは大臣にやはりお尋ねをしなければならん問題であります、販路の拡張並びに貿易の促進というふうなことに付いての御答弁をいたしましては、品評会、展示会を開いて云々ということをおつしやつた。これは成るほど販路拡張或いは貿易振興の一つの手段としましては成り立つと思ひますが、私どもが問題を提起したのはそういうような意味ではなかつたわけでありまして、特に輸出の紹介、斡旋に努める、こういう工合に言ひましたけれども、幾ら紹介斡旋をいたしても相手があることでありまして、過日米ここで研究いたしました販路の問題、その他海外の貿易市場の問題等を考えてみまして、これだけでは私は市場が安定するとはどうしても考えられないわけ、従つてこの点ではもう少し大臣から海外の市場の分析をせられた結果に基いて、そしてどういふ工合に積極的な手を打つか、いわゆる内閣の政策としてどういふ手を打つか、そういう点を一つ述べて頂きたい。まあ只今御説明を願つた程度の販路の拡張、貿易の振興であれば、これは通産省の一課長でも私はこれくらいのことでは述べられると思う。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 今の栗山さんのお言葉は同感です。同感なんです、中小企業の輸出向けの販路拡張は実際に非常にむずかしい問題でございます、今通商監、関係局内でしきりに苦心検討をいたしておるのであります。こういうふうにすればこのくらゐ販路が殖えて行くだろうというこ

とはちよつとまだお答えができません。各地の海外事務所にも始終連絡をとり、又新しくできまする南米その他の在外事務所には必ず中小関係の人を入れましてその販路の拡張に苦心をしております。

私からはそのくらいのことだけを申し上げておきます。

○栗山良夫君 私がお尋ねしたいのは、今までやつていたのは非常につかえておりますので、従つて新しい市場を開拓するという意味におきましては、よほどの努力をしなければならぬと思ふわけです。そこでアメリカはバトル法によりまして、いわゆるソ連経済圏へは特定の品物について輸出の禁止をする、そして又いわゆるアメリカ陣営の国々に対してはその協力を要請しているわけでありまして、このバトル法の中にはつきりと明記されている製品以外のものは中共へもどんと、貿易の方法は、これは相手のあることでありますからこちらだけで参らんであります。少くともそういう品物については、積極的に政府として輸出できるように努力をせられる意思があるかどうか、これを伺いたいと思ひます。私最近中小企業の問題で業者のかたとお会つておりますけれども、余りにも先行が不安であり見通しが立たない、市場が拘束されて来ているというので、仮に例を挙げますれば、隣国である中共との貿易を何とかしなければ、日本の中小企業に生きる途はないというのを極めて熱心に私どもも考えておりますが、業者自身もわかつて参りました。そうして一日も早くその実現の来らんことを要望いたしておるのであります。

○国務大臣(高橋龍太郎君) 御尤もであります。ところでこのバトル法というやつは、どうも非常に面倒で品目なども発表したものがある、発表しないものがあるというふうな何があるのです。大体今の御趣意のバトル法の制限のないものをできるだけ私は中国でも、どこでも海外へ出すことに持つて行くべきだということとは御同見であります。できるだけの措置をとりたいと思ひます。そして又だん／＼これは改善されるのでないかと私は考へております。

○栗山良夫君 中小企業長官にお尋ねいたしますが、我が国の中小企業というものは恐らくバトル法の規定してある品目に該当しないようなものがパーセンテージからいへば大きいのではないか。輸出関係の総額からいへば大きいのではないか。この考えでございまして、別にこのバトル法の拘束下にあつて、これの指定してないものを積極的に例へば中共などへ出すといひますならば、大体どの程度の比率になるか、どういう工合にお考えになりますか。

○政府委員(小笠公昭君) お答えいたします。日本の中小企業、特に中小工業の製品で輸出に向くものを従来調査しておりましたが、大陸に向けておつた商品の量から考へまして、比較的に

本人の生活用品と同じようなものがたくさん出ておつた、これは事実であります。従ひましてバトル法適用の品目との対比をしますれば、そういう雑貨品といふのが相当多いのではないかと想像いたすのであります。そこでこれらの商品を出して行く、いわゆる適用のない商品を大陸その他のものに出して行くというところに努力すれば、どの程度の見込が立ち得るかということにつきましては、私ははつきりした見込は立ちかねておるのであります。なぜかと申しますと、今日そういう例え

ば簡単に申しますと下駄であるとか或いは竹籠、そういうふうな例え物々々々さん大陸には以前出たのであります。当時の状況と今日の大陸に於ける状況といふものは若干差つて来ているのではないかと。そこで需要の層が變つて来ている、内容が變つて来ているはせんかといふことを恐れておるのであります。

それからもう一つの問題は、そういうふうな家内工業的な製品の値段が必ずしも安くはないのであります。値段の点に若干の問題がありはせんかといふようなことを心配いたしておるわけでありまして、従ひましてお話のようにできるだけそういう物が大陸その他に出して行くといひましたとしても、その数量を予測するといふことは、なかく困難であると思つております。

○栗山良夫君 大陸の貿易が許されるとすれば、バトル法の禁止品目に該当しないものは、大陸の戦後後における需要傾向等を調査することによつて、恐らく私は中小企業者はそれにマッチし得るような製品をすぐに造り出す能力を私は持つておると思ふ。従つて大

陸のほうの購買力なり或いは向うの希望といふようなものがわからなければ、非常につかみにくい問題なのであります。長官もこういう質問には困られることはわかるわけでありまして、併し少くとも今申し上げたような点で、この大陸貿易を一日も早く促進しなければならぬという結論には私はなるといふ思ふわけです。まあ大臣からは先ほど貿易については国を問わないで、而も関係諸国との間の約束を乱さない範圍においては努力をする、こ

ういふことをはつきり言われたわけでありまして、この点は吉田総理の本会議における御答弁は今までさうにはおつしやならなかつたわけでありまして、その点は問題がないのであります。ようか。今高橋大臣から御答弁頂いた点はやはり経済安定本部等とも大体同じ意見で、そういう工合におつしやつたところ何つてよろしいものでありますか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(高橋龍太郎君) その点は私通産大臣としての意見で、別にほかの閣僚と打合せておりません。

○栗山良夫君 それからこの設備近代化のために協同組合の共同施設に対して助成をして行く、こういうお話がありました。これは大体昨年度と同じような額を見込んでおられるのであります。私は本当に中小企業のことを考へるならば、協同組合の組織化についてもう少し裏付のある対策を講じまして推進しますと同時に、共同施設に対する助成等もつとこれは思切つてやるべきではないかと存じます。即ち中小企業庁から出されております、中小企業の問題点」といふ書籍がございま

すが、その中に中小企業対策の最も重点はこの協同組合を中心とする組織化の問題である、そして組織化の問題であると同時に、こういう組織化された協同組合について共同施設等を相当活動に国が指導し、援助をして完成しまして、そこにおいて初めて弱体な中小企業が企業と同等の立場にあつてやつて行けるのである、こういうことを述べておられるわけです。従つてそういうふうな中小企業庁がお考えになつておるならば、この額は余りにも私は少いのではないかと考へるわけでありす。この点につきまして又理想論を申し上げて恐縮ですが、小笠長官は只今の協同組合の大体の組織の状況等から勘案されて、これであつたがたがとつておられる基本方針に大体どの程度はどのくらいであるか、又どの程度にしなければならぬかといふことを伺ひたいのであります。又大臣には中小企業庁が考へておるようなさういふ考え方について更に大蔵省当局と折衝せられて、もつと大幅に中小企業が企業と同等の立場で、これはな／＼むずかしいことではあります。やういふ程度、少くとも一歩前進した積極的な政策をとられるような御意思がないだらうか。今お述べになつたような程度でまあ止むを得ないといふ工合に考へておられるのか。この点を明らかにして頂きたい。

○政府委員(小笠公昭君) 中小企業の組織化の現状は中小企業等協同組合法に基づきます組合が約二万五千をちよつと上廻つておりますが大体大ざつぱに二万五千。このうちで企業組合が約七千、信用協同組合が約六百、こういうふうな分布の状況に相成つておるので

あります。で協同組合の一つの目的は相寄つて設備なり生産なりを合理化して行くことにありますので、これをできるだけバツクアップするといふ必要があることはお話の通りと実は考えております。そこでどれくらいあつたら適當か。こういうお尋ねのようでありまして、組合の組織の進捗状況と脱合してみなければわかりませんのであります。過去の事情から申上げますと、一昨年二十五年におきまする、何と申しますか、予算が三千万円、それに対して、要求がありましたが約三億をちよつと切つたところでありまして、二十六年の実績は予算が自動車を除く一般産業が一億九千万円、自動車関係産業が一千万円計二億という予算でありまして、これに対する補助金交付の要望のありました総額は約十一億でございます。そういうような事情であります。然らばその差だけ増加すればいいかというとなか／＼そうにも参りませんので、実は慎重にその計画の妥協性といふことが、適當であるかどうかというふうなことを考えてみますと、私は現在の組織化程度で考えますと四、五億程度あると相當程度の普及ができるではないかという希望を実は持つておる状況であるのであります。そういうような事情であります。この制度は比較的迂遠なようではあります。實際大局的に考えますと、相當効果を挙げられますので、できるだけ継続して国家財政の許す限りにおいて、これを拡げて行きたいというふうな希望であるのであります。

○國務大臣(高橋龍太郎君) この金額は私も決して十分だとは思わないので

す。二十七年年度の予算としても、通産省の要求しました額はこれより遙かに多かつたのであります。財政需要の事情で漸くこの金額が認められたわけ、財政需要の事情からみましますと私も止むを得んと思つて同意をいたしましたのであります。

○栗山真夫君 私は先ほど協同組合の組織を考えます場合には、その裏付を同時に考えなければならぬといふことを申上げたのであります。それはいくらか協同組合を作りましても、共同施設といふものを国に要請しても、なかなかその希望通りのものができないといふことになれば、一番協同組合の裏付をする中心点がばやけまして、そうして組織が進まないといふことになる。従つて中小企業が安定しないといふことになるのであります。話を飛ばせばそういうことになる。従つて協同組合を作りさすればすぐに共同施設が国の補助によつてできると、相當策にできるというふうな現実が生まれて来ない限りはなか／＼伸びないと思ふ。勿論国の大切な費用でありますから、無計画にどれでもこれも全部金額の補助をするといふことは、これは許されないとでしよう。併しやはりそういうことを考へる場合には一般金融機関が融資をする前提として、国からその施設に對して六割とか五割とかはとにかく前より出してやる、そういうふうな態勢ができなければ、恐らく今の組織化の問題は私は進まないだらうと考へます。企業組合の問題はちよつと別ですが、企業組合の問題はちよつと別ですが、これも、そう考へる。そこでこの点は私は非常に困つてゐる中小企業の立場からいつては甚だ不十分なのである。私も最近或る所へ参りまして、こ

これを盛んに進めようとして實際に計算を立てて少し話してみますと到底出そうにない。これじやとすると企業組合も伸びませんし、共同施設を行なつて生産の能率を上げ、又価格を下げるというふうなことは期待薄になる。更に私は政府側に向つてこういう問題については相當なまとつた金を用意せられるように努力を願ひたいと思ふ。来年度の予算を見ましても、随分まとつた金で大きくに計上されてゐる額がございました。僕は全くあつた金の相當部分がこういうところに割かれるならば、中小企業のいろ／＼な問題は一挙に解決してしまふ。こういう工合に考へるので強く要望をいたしておきたいと思ひます。僕の質問はこれで終ります。

○島清君 昨日の委員会におきまして、中川委員から質問に入る前に三點はか

意のある御答弁を伺いたいという動議が出されました。それで私もその動議に賛成をいたしまして、中川委員が指摘をされた中小企業に對する金融的処置をして頂くというふうな動議に對しまして、私はそれは只今私たちが審議をしておりますところの法案といふものは、各委員から指摘されております通り大企業偏重な法案であるから、我が国の産業の向上の上からも、中小企業に對してはそれに対する合理化を促進するための金融の別途の資金貸付の方途なことを考へて頂きたい、というふうな意味の内容的なことを附言をいたしまして賛成を申上げたのですが、只今大臣の御説明を承つておりますと、見返資金から二十六年度はおやり下さつたと、それから二十七年度もそ

れは計画しておる、それは私も過去のことでありまして、そういうことは承知の上で更にこの合理化の法案の趣旨を中小企業の上にも及ぼして、日本の産業再建を促進して行くといふことを、別に二十七年年度の予算の枠でお考へ頂きたいといふのではなくして、なるべくならば早いほうがよろしいと思ひますけれども、そういう趣旨を中小企業の上にも政府が合理化の促進の資金等の別途の方途を講じてもらいたいといふことの意味を附け加えて賛成をしておきまして、本間大臣は列席をして聞いて頂いておりますので大臣のお耳にも入つてゐるかと思ひますが、大臣から別にそういうふうな御答弁がなかつたやうでございまして、この点如何でございませうか。

○國務大臣(高橋龍太郎君) その点は私も承つたのですけれども、昨日来議院をいたしましたのですが、何といふますか、合理化のための紐付き融資といふ面が、そういう性質のものではなく／＼困難な面がありますので、先刻御答弁をいたしました程度しかまだ御答弁ができない段階であるわけなのでございまして。

○島清君 困難であるといふことは私も承知をしておりますので、二十七年年度予算の編成を組まえてまでそういうふうな振向けて頂きたいといふのはなく、少くとも政府の努力の目標をその辺に置かれてもよろしいのではなからうか、そういう意味で別途という努力の方向に熱意を示して頂きたい。こういう意味だつたのですが、それすら困難だと思ふればこれは止むを得ないことですが、どうでしょう。

○國務大臣(高橋龍太郎君) 努力はいたします。

○政府委員(小笠公昭君) お答えいたします。島さんのお話がありました。本日大臣からお答えいたしましたのは、いろいろ／＼現在協議の結果現段階において可能なものはつきり実はお話を申上げたわけでありまして、従ひまして、それで十分でないことは先ほどお答え申上げました通りであります。引續いてお話の趣旨に則りまして額を殖やして行くという方向に努力をいたしたい、こう考へております。

○島清君 言葉が足りませんので或いは説明が不十分かも知れませんが、或いは金融を講じてやらなければならぬといふこととか、或いは租税方面に對しての政府はもつと温かい親心を示して頂かなければならぬといふことは、絶えず私たちはこの法案とは別個に日本の産業再建の上から申上げておるわけではございまして、今申上げておるものは、この法案の審議の過程におきまして、これと関連をいたしまして、こいつたような法案の趣旨を中小企業の上にもつと広く、深く、厚く影響力を及ぼしたい。そのためには併しながらこの法案を今更修正するとかいふことも困難な段階になりますので、適當な時期において國家はそういう方面の端的に申しますと合理化の資金を貸付けてやるかというふうなことを、政府として努力の目標に置いて然るべきでないか、そうして頂きたいといふことを申上げたのであつて、今大臣から承りましたことは、そ

疑は盡きたものと認めまして御異議ございせんか。

しても従来やつて参りましたことをた
だ法の体系を整えるために一堂に
集めたという城を出でないのでありま
す。その予算措置等によつてもすでに
明らかであります。こういふような
試験研究等の費用は我が国におきま
しては各企業がみずからの力で以て相
当な経費をさいてこれに充てるとい
うこともできない状態にあるわけであ
ります。従つてさういふような熱意を
持つておる業者に対しては、又國
のたけになりまするよう新しい構想
を持つておる者に対しては、これ
はもつと予算措置を高めてさうし
て積極的な援助をすべきである。こ
の点につきましても従来と何ら改善さ
れた跡を見ることができないのであり
ます。そのほか中小企業診断の問題に
してもさうでございます。すべての問題
に亘りまして従来行われて来たことが
一つの法にまとめられたというに過
ぎない。私には私に考へるのでありま
す。このようにも将来にこの法律案が
通過いたしましたといふことは、
その後においてその内容を運営の面
において充実にせられなければならない
うわけでありま。

更に最も重要な問題であります。こ
ろの中小企業の近代化、合理化とい
うものは、ドッジ氏が日本へ一番最初
に参られまして日本の経済はとにかく
貿易で生きて行かなければならんとい
うことを強く強調されたのでありま
す。こういふ工合に企業を合理化し
て参りました。貿易で生きて行けな
いような現在の環境にあるわけであ
ります。従いまして国内の購買力は依然
として低迷をいたしております。海外
の貿易の状況もよろしくないという現

であります。従つて今の日本の状
態におきましては合理化をいたしま
しても日本の経済力の強化にはなら
ない。よな面があるわけでありまして、
政府はあらゆる努力を拂つて国民購買
力の拡大強化の施策をいたします。共
に、海外に向ひましては弾力性のある
貿易政策を強力に進めたいとして、
安定した市場を獲得し、そして中小
企業を中心とした全体の安定政策を講
じなければならぬわけでありま。本日
伺いましたところによりまして、この
最も重要な点について政府の所信を私
どもは拍手を以てお聞きするとい
うわけには行かなかつたわけであり
ます。その他述べますと数限りない
のでござい。要するに今まで
申上げましたような諸点が私どもの最
も不満とするところでありまして、更
に金融問題、或いはその他電力の問
題等も質疑応答の中でその欠くる点
を指摘いたしました通りであります。以
上のような理由を以てしまして私は社
会党第四控室を代表いたしまして反対
をいたしたいと存じます。

○結城安次君 私本法案に賛成いた
します。極めて、ただ一、二の希望を
申述べておきますが、法案そのものの
価値というものは、昨日高瀬さんも御
指摘の通り非常な効果あると思われ
ませんが、併しなによりは優るとい
うことはたしかであります。ただ本法
案の上程以来論議されました中小
企業、この問題を今後真剣に取上げて
たいといふ各委員の希望は十分御尊重
願ひたい。大体固が頼まれて動き出
すもの、又進んで手伝つて動かすもの、大
きく分ければこの二つになると思いま
すが、この法案に盛り込まれた大部分の

は願はくなくとも向うから動かされると
いうような立場の仕事が多いように思
われます。進んでやる、手伝つてや
る、指導してやるという方面に對して
非常に欠けておるのかのように思われ
る、或いは手薄のようになつてしま
す。この点を是非今後通産委員会とし
ても継続してこれを取上げる。先ほど
中小企業中心といふような栗山さん
のお言葉もありましたが、大體理窟とし
ては古池委員の言うことに殆んど重複
するから申上げませんが賛成いたし
ます。又栗山委員の御主張にも私は賛
成いたします。併し栗山委員の御主張
がこの法案を否認する理由には私はな
らんとお思います。これは栗山委員の御
主張は勿論これを尊重して十分に希望
を到達するように通産省初め我々は中
小企業に對しては努力をせねばならん
と思つております。いろいろ問題はた
くさんあるやうであります。殆んど
栗山委員と古池委員の賛成、反対の言
葉で盛り盡されておりますので、重複
を避けて私はこれ以上申しません。た
だ今後常に何としても、つまり中小企
業をよくして、中小企業中心とは私申
しません、日本の産業中心、その中に
大企業の方が何か少し勝つておるよ
うな気がする。中心になりがちなよう
な気がします。中今後は大企業中心
にあらず、中小企業中心にあらず、小企
業中心にあらず、日本の産業は大小
すべてが一体となつて躍進するといふよ
うな方針に進むといふことをこの法案
実行に際しては特に御留意願つて本案
に賛成いたします。

○島崎君 私は社会党の第二控室を代
表いたしましてこの法案に五分五厘の
賛成、四分五厘の反対の意思で止むを
得ず賛成の意を表したいと思ひます。
先ず現段階におきまして日本が海外
市場におきまして先進諸國と自由なる
競争をするためには企業の近代化を因
らなければならぬといふところに着
眼をされまして、そしてこの法案を
議されました中村さんほか衆議院の諸
君に對しまして敬意を表するにやぶさ
かではないのであります。併しなから
昨日の委員会におきまして高瀬さんか
ら御指摘がございました通り、本法
案はややもいたしますと羊頭を掲げて
狗肉を売るというやうなそしりを受け
る危険性も又十分に含んでおるので
ございます。この点につきましては同じ
く中村さんと党を共にされておられ
ます古池委員が苦しいながらも賛成を
されておつたところに十二分に物語ら
れておると思ひます。従いまして、
まして私の四分五厘の反対といふこ
ろもその辺にあると思ひます。ござい
ますが、昨日私たちが委員会が中小企
業に對してもつと政府はさういふ意味
の企業合理化の促進を温かい親心を以
て熱意を示さなければならぬといふ
意思表示をいたしました。大臣に私
は今日も質疑をいたしたのでございま
すが、財政の困難でその努力の目標
すら今日はないといふやうなことをお
つしやいましたので、この点も私の四
分五厘の中に入りまする賛成しがたい
理由の一つでございます。いろいろ賛
成、反対といふことは、反対の栗山委
員、賛成の古池委員、古池
委員の意見表示、賛成は結城委員、古池
委員のかたから述べられております
ので、この併せ兼ねをえまして功罪は
共に私は賛成者のはうで責任を負うと
いふ法の運営に當りましては強い決意
を監視を怠らないといふ努力が必要で

あると思ひます。古池委員の
杞憂されておる面を少くいたしまし
て、さうして法の運営に誤りがなけれ
ばこれは日本の産業再建の上に非常に
役立ちましようが、併し栗山委員が指
摘をされておる通り、このやうな状態
になりますと、納税者の金から放つて
おいても合理化を促進するがたふに
免税の措置まで講じてやつたのだとい
うやうな印象を国民に深く與えま
す。国民の納税思想の上にも非常に悪
影響を及ぼすのではないかと、さう思
ひます。従いましてこの法を國
民が共に納得し、企業の合理化を促
し、法案の趣旨を十二分に發揮させる
ためには、今後の法の運営と更に賛
成者が法律通過後も功罪ともに責任を負
うといふ熱意を以て監視をするところ
にあると思ひます。私はさう
いふ意味におきまして温かながら賛
意の意を表するものであります。

○委員長(竹中七郎君) 他に御意見も
ないやうでございますから討論は終結
したものと認めて御異議ございませ
んか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(竹中七郎君) 御異議ないと
認めます。それではこれより採決に入
ります。企業合理化促進法案を原案通
り可決することに賛成のかたの挙手
願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員長(竹中七郎君) 多数と認めま
す。よつて本法案は原案通り可決すべ
きものと決定いたしました。
なお本会議における委員長口頭報
告の内容は、本院規則第四百四條によ
つてあらかじめ多数意見者の承認を経
なければならぬことになつておりま

すが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとして御了承を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によつて委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とせられましたかたは順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

古池 信三 中川 以良
結城 安次 小林 英三
松本 昇 山川 良一
島 清

○委員長(竹中七郎君) 御署名洩れはございませんか……。御署名洩れはないと認めます。

○委員長(竹中七郎君) 次に中川君より都合により理事を辞任したいという申出がありましたのでこれを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。ついでに理事が一名欠員になりましたから、この補欠につきまして互選の方法は成規の手続を省略して委員長から直ちに指名することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。それでは理事に小林英三君を御指名申し上げます。

本日はこれを以て散会いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。散会いたします。
午後四時七分散会